

佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定書

東日本大震災以降、原子力災害に対する不安が高まっており、佐賀県内住民の安全及び安心を確保するため、危機管理の観点に立って、従前に増して原子力防災のために不断の努力を重ねることが重要である。

以上の基本認識に立ち、佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が佐賀県及び玄海町と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書（昭和47年11月6日）」を尊重のうえ、玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、甲の地域の住民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（連絡会の開催）

第2条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、発電所に係る連絡会を開催するものとする。

2 前項の連絡会は、甲及び乙が協議のうえ、年1回以上開催するものとする。

（非常時の連絡）

第3条 乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合。

（異常時の連絡）

第4条 乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を速やかに連絡するものとする。

(1) 原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。

(平常時の情報提供)

第5条 乙は、平常時において、発電所の安全に関し、原子炉施設の変更や発電所の運転状況等を報道機関に情報提供するときは、甲に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第6条 第3条、第4条及び第5条に定める乙の連絡については、電話及びFAX等をもって行う。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(防災対策の充実)

第7条 乙は、甲が発電所に係る甲の地域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力するものとする。

(損害の補償)

第8条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の地域の住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年8月26日

甲 佐賀市栄町1番1号
佐賀市
佐賀市長

鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市
鳥栖市長

多久市北多久町大字小侍7番地1
多久市
多久市長

武雄市武雄町大字昭和1番地1
武雄市
武雄市長

鹿島市大字納富分2643番地1
鹿島市
鹿島市長

小城市三日月町長神田2312番地2
小城市
小城市長

嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
嬉野市
嬉野市長

神崎市神崎町神崎410番地
神崎市
神崎市長

神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2
吉野ヶ里町
吉野ヶ里町長

三養基郡基山町大字宮浦 6 6 6 番地
基山町
基山町長

三養基郡上峰町大字坊所 3 8 3 番地 1
上峰町
上峰町長

三養基郡みやき町大字東尾 7 3 7 番地 5
みやき町
みやき町長

西松浦郡有田町立部乙 2 2 0 2 番地
有田町
有田町長

杵島郡大町町大字大町 5 0 1 7 番地
大町町
大町町長

杵島郡江北町大字山口 1 6 5 1 番地 1
江北町
江北町長

杵島郡白石町大字福田 1 2 4 7 番地 1
白石町
白石町長

藤津郡太良町大字多良 1 番地 6
太良町
太良町長

乙 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
九州電力株式会社
代表取締役社長

立会人 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県
佐賀県防災監（副知事）